

「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」における
テストマーケティングに係る業務
公募説明書

令和7年4月21日

一般社団法人八幡平市観光協会
会長 田村正彦

八幡平市観光協会では、「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」に係る販売準備に係る業務を実施する事業者を公募します。

本公募に申請する方は、公募要領をよくご確認いただいたうえで、ご不明な点があればお問合せ下さい。

◇公募期間

令和7年4月21日（月）～令和7年5月2日（金） 12時 [必着]

◇本事業の問合せ先

一般社団法人八幡平市観光協会 「モデル観光地事業」担当

E-mail: kanko@hachimantai.or.jp

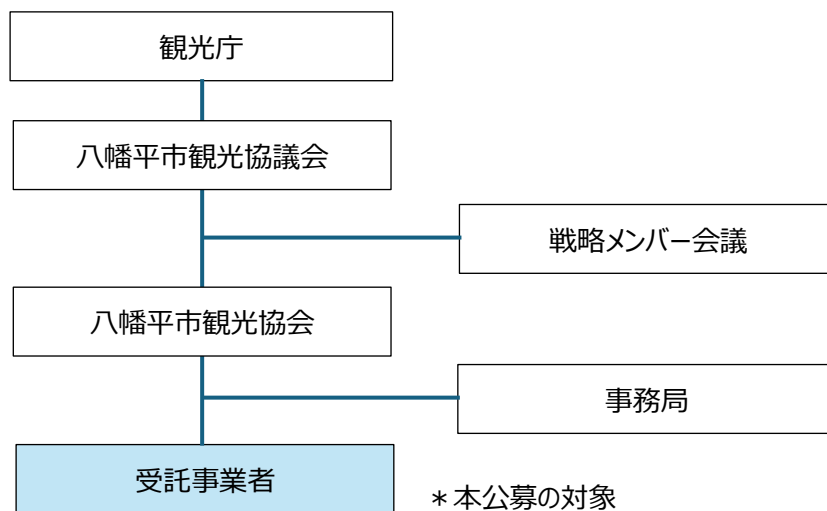
電話：0195-78-3500（9:00～17:00／土日祝を除く）

【業務概要】

1. 業務目的

本業務は、令和 5 年 3 月に 14 のモデル地域のひとつとして認定された八幡平エリア及び周辺地域において、これまでの取組を反映して、令和 7 年度中に策定・実施予定のコンテンツ等の磨き上げと体制づくりに係る基礎調査等を受けてマスタープランの改訂を行い、高付加価値旅行者の受入を開始するために必要な実証事業等を実施し、地方における高付加価値なインバウンド観光地づくりについて総合的な支援を行うものです。

2. 事業スキーム



3. 業務内容

本業務は、八幡平エリア及び周辺地域におけるモデル観光地事業におけるブランディングの確立に向けたテストマーケティングの実施・販路の形成に関するテストマーケティングを行うものであり、以下の業務を想定しています。

具体的な内容については、令和 7 年度事業費に基づく施策内容の確定後、観光庁と協議することとします。

<具体的な業務内容>

(1) アドベンチャーウィーク東北に伴う地域コンテンツ及び情報発信の展開支援業務

日本政府観光局、東北観光推進機構、Adventure Travel Trade Association は、令和 7 年 9 月に「Adventurer Week2025 東北」の開催を企画しています。当該イベントは、海外旅行会社 12 社及びメディア 3 社（予定）を招請し、東北が誇る自然環境と地域文化をコンテンツ（サイクルツーリズムやトレッキングなどグリーンシーズンのコンテンツ等）を活用したアドベンチャートラベルの発展を目的とするものです。

八幡平エリア及び周辺地域は、アドベンチャートラベルのウリとなる要素を多くもちあわせる地

域であり、高付加価値化への取組が期待されています。同イベントで開催される BtoB 商談会・交流会へ参加し、アドベンチャートラベルの試験販売を行うとともに、プログラム造成に係るフィードバックを受けます。なお、商談会は、英語商談可能な英語力が必須となることに留意が必要です（通訳対応は不可）。

- (2) 競争力あるコンテンツ及びモデルプランの試験販売に係る海外 DMC の招請、国内ナショナル DMC と連携した販売協力、および海外商談会への出展等支援業務
- ウリの精査に基づく競争力あるコンテンツ及びモデルプランの試験販売として、海外 DMC を招請してツアー企画・販売へ繋げます。あわせて、国内ナショナル DMC から要請がある海外販売活動に協力して、試験販売を実施します。

また、海外商談会へ出展し、競争力あるコンテンツ（スノー等）の試験販売を実施します。

<予定される海外商談会>

- Snow Travel Expo@シドニー（開催日 2025 年 5 月 25 日）
 - ILTM(International Luxury Travel Market)Asia Pacific 2025@シンガポール（開催日：2025 年 6 月 30 日～7 月 3 日）
 - The London Snow Show@ロンドン（開催日 2025 年 10 月 18 日～19 日）
- * 当該商談会への出展に関しては、観光庁事務局との協議・承認を得て実施します。

- (3) インド市場に向けたツアー企画と現地販売促進の実施業務

令和 6 年度事業で実施した高付加価値アシ実証調査に伴い、東北の観光資源の訴求性が高いことがわかり、インド高付加価値層への販売ルートの足掛かりをつくることができました。インド高付加価値旅行市場は潜在性が高く、国内他地域は未着手の領域です。岩手県（商工労働観光部 観光・プロモーション室）および日本航空インド支店との連携により、インド旅行会社に対してツアー企画・受入体制の構築、モニターツアーの実施を行い、インド市場における試験販売を支援します。

- (4) 報告書の作成

当該施策の実施に伴う報告書を作成します。

4. 事業期間

契約締結日～令和 8 年 2 月 20 日（金）

【応募条件】

1. 応募資格

次の条件を満たす民間事業者等とします。

- ① 本業務を的確に遂行する組織、能力（地域形成に係る業務実績）等を有していること。

- ② 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ③ 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。
- ④ 当該地域における自治体から指名停止を受けていない者であること。
- ⑤ 当該地域における自治体の定める暴力団排除条例等に規定する者でないこと。
- ⑥ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑦ 破産法に基づく破産手続開始の申立て中又は破産手続中でないこと。
- ⑧ 公募開始の直近決算において 2 期連続債務超過の状態でないこと。
- ⑨ 会社法で定める法人であること。
- ⑩ 業務の遂行に必要な資格を保有していること。例）旅行業登録等

2. 採択予定件数 1 件

【手続き】

1. 公募期間

令和 7 年 4 月 21 日（月）～令和 7 年 5 月 2 日（金）12 時

2. 応募書類

- ・申請書（別添様式）：1 部
- ・提案書（様式自由）：1 部

* 応募書類に記載された情報については、業務遂行のためにのみ利用する。採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となるのでご了承下さい。なお、応募書類は返却しません。

* 提案書には、次の事項を記載してください。

- ① 本業務への取組方針
- ② 本業務に係る調査内容（案）
- ③ 本業務の実施体制（業務実績、責任者及び担当者の略歴を含む）
- ④ 本業務にかかる見積書（人件費、旅費、会議費、謝金等）

3. 応募書類の提出先

応募書類は、郵送または電子メールによりご提出ください。

* 社名・個人名が記載されている応募書類、社名・個人名を除いた応募書類の 2 種類をご提出ください。

- * 持参及び F A X によるご提出は受け付けません。
- * 締め切りを過ぎてのご提出は受け付けません。期限に余裕をもってご提出ください。
- * 資料に不備がある場合は審査対象となりませんので、要領等をご熟読の上、ご提出ください。

<郵送先>

〒028-7303 岩手県八幡平市柏台一丁目 28 番地
一般社団法人八幡平市観光協会 「モデル観光地事業」担当あて

<電子メール宛先>

[「kanko@hachimantai.or.jp」](mailto:kanko@hachimantai.or.jp)

- * 件名は、「モデル観光地事業事務局応募」としてください。
- * データ容量が 10MB を超える場合は、上記メールアドレス宛に事前にご連絡ください。

【審査・採択】

1. 審査方法

審査は、応募書類に加えて、審査委員会において評価を行うため、必要に応じて申請者には審査委員会においてプレゼンテーションをしていただきます。審査委員会の開催については、申請書に記載の連絡担当窓口宛に連絡します。

また、必要に応じて追加書類の提出を求めることがあります。

2. 審査基準

次の項目を審査基準とします。

- ① 業務の目的・内容について十分に理解しているか。
- ② 提案内容に独創性がみられ、かつ説得力を有しているか。
- ③ 提案内容が具体性、妥当性を伴っているか。
- ④ 作業工程や内外での体制等が事業を確実に遂行できるものとなっているか。

3. 採択結果の決定及び通知

採択された申請者については、八幡平市観光協会のウェブサイトで公表するとともに、当該申請者に対してその旨を通知します。

【契約行為】

当該業務は、実証事業実施者に準じる団体である株式会社八幡平 DMO との契約になります。

【その他】

- 1. 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限ります。

2. 関連情報の照会窓口は、八幡平市観光協会「モデル観光地事業」担当とします。
3. 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とします。
4. 提案書は、当該提案者に無断で 2 次的な使用は行いません。
5. 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にします。
6. 委託内容は、観光庁「モデル観光地事業」に係る事業の手引に基づき変更されることがあります。

以上